

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北区は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北区長

公表日

令和7年12月11日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務	
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、後期高齢者医療制度の運営に当たって、運営主体である東京都後期高齢者医療広域連合と、加入する区市町村は、後期高齢者医療制度に関する事務を分担して行う。</p> <p>区市町村が行うこととされている以下事務に当たり、東京都後期高齢者医療広域連合とのデータ連携等にて特定個人情報を扱う。</p> <p>(1) 資格 ①障害認定に関する申請の受付 ②資格の取得・喪失に係る届出の受付 ③被保険者証の交付・再交付の申請の受付 ④更新時の旧被保険者証の提出の受付 ⑤被保険者証の引渡し ⑥被保険者証の返還受付 ⑦被保険者資格証明書に係る③～⑥の事務(交付申請除く。) ⑧保険料滞納者に係る特別な事情に関する届出の受付 ⑨原爆一般医療費の支給等に関する届出の受付 ⑩上記の事務に付随する事務</p> <p>(2) 給付 ①基準収入額適用に係る申請書の提出の受付 ②一部負担金減免に係る申請書の提出の受付及び一部負担金減免等の証明書の引渡し ③限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受領証の交付・再交付・返還の受付 ④更新時の旧認定証の提出の受付 ⑤認定証等の引渡し ⑥認定証等の返還の受付 ⑦第三者行為による被害届の提出の受付 ⑧療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給に係る申請書の提出の受付 ⑨高額介護合算療養費の負担額証明書の引渡し ⑩医療給付の制限における特別な事情の届出の提出受付 ⑪保険料滞納者の給付差止額から保険料滞納額を控除する際の事前通知 ⑫医療給付に関する処分をする際の事前通知 ⑬葬祭費の支給</p> <p>(3) 保険料 ①保険料の徴収、保険料の減免・徴収猶予に係る申請の受付 ②その他保険料の賦課に係る手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令に定めるもの</p> <p>(4) 保健事業</p> <p>(5) 公金受取口座登録情報の確認 保険料過誤納金の還付に当たり、公金受取口座利用の申請があった場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて預金口座を照会する。</p>	
③システムの名称	後期高齢者医療システム、東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム、電話催告システム、健康管理システム、北区共通基盤システム、情報連携システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
後期高齢者医療システムファイル、東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システムファイル、保健事業システムファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表の85の項</p> <p>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条各号</p> <p>東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第一、別表第二</p>	

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令第二条表 項番117	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	区民部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所総務部総務課文書係 03-3908-8624
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所区民部国保年金課高齢医療係 03-3908-9069
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人未満 2) 500人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生なし 2) 発生あり

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。また、取扱者を記録として残すようにしている。委託事業者に対しては、特定個人情報を含む個人情報について、個人情報保護対策認の実施状況確認を行っている。以上により対策は十分と考えられる。

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]
-------	--	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		毎年度、eラーニングにより保護責任者及び個人情報事務取扱担当者研修を受講している。システム上で受講確認が可能であり、未受講者に対しては、保護者責任者による受講確認が行うことで確実な研修受講につなげている。以上により対策は十分と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		(4)保健事業 の追記	事後	定期的な見直しに合わせて変更
平成28年12月27日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		健康管理システム の追記	事後	定期的な見直しに合わせて変更
平成28年12月27日	2. 特定個人情報ファイル名		健康管理システムファイル の追記	事後	定期的な見直しに合わせて変更
平成28年12月27日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 氏江 章	国保年金課長 長久保 雄司	事後	定期的な見直しに合わせて変更
平成28年12月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成26年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
平成28年12月27日	IIしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
平成29年3月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		(2)給付 ⑯葬祭費の支給 の追記	事前	改正条例の公布による
平成29年3月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例改正又は制定を行う予定	東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第一、別表第二	事前	改正条例の公布による
平成31年3月20日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	国保年金課長 長久保 雄司	国保年金課長	事後	定期的な見直しに合わせて変更
平成31年3月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
平成31年3月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和1年12月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	後期高齢者医療システム、東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム、電話催告システム、健康管理システム、北区共通基盤システム	後期高齢者医療システム、東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム、電話催告システム、健康管理システム、北区共通基盤システム、情報連携システム	事前	システム更改に係る再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和1年9月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和1年11月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和2年10月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年9月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和2年10月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和3年10月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和3年10月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和4年9月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和4年9月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和5年1月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	右記を追加	(5)公金受取口座登録情報の確認 高額療養費等の支給について公金受取口座利用の申請があった場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて預金口座を照会する。	事前	
令和5年1月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	右記を追加	番号法別表第一 項番101	事前	
令和5年1月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和5年1月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	I 基本情報 4.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第二 項番121	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	(5)公金受取口座登録情報の確認 高額療養費等の支給について公金受取口座利用の申請があった場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて預金口座を照会する。	(5)公金受取口座登録情報の確認 保険料過誤納金の還付に当たり、公金受取口座利用の申請があった場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて預金口座を照会する。	事前	
令和5年6月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一 項番101	左記を削除	事前	
令和5年6月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二 項番121	番号法別表第二 項番82	事前	
令和5年6月5日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月5日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月5日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手)	事前	
令和5年6月5日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	右記を追加	十分である	事前	
令和6年5月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年5月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年5月27日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第一の59の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表の85の項	事後	法改正による
令和6年5月27日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条各号	番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条各号	事後	法改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	I 基本情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二 第82項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条表 項番117	事後	法改正による
令和7年11月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和7年11月4日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更